

令和2年6月吉日

関係各位

有田市経営管理部経営企画課

有田みかん海道環境保全活動へのご協力について（お願い）

拝啓 向暑の候、貴台におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成31年1月に、有田みかん海道沿線の土地関係者の皆様に、有田みかん海道の今後についてお話し合いをいただきましたところ、草刈りや不法投棄、みかん海道の整備や、今後の開発など多岐にわたるご意見を賜りました。また、無秩序な開発は景観を損ねる恐れがあることから、協議会を立ち上げ、土地所有者と合意形成を図っていくことを確認させていただきました。その後、担当部課で協議を重ねた結果、有田みかん海道の秩序ある開発と環境保全によって有田市の活性化に寄与することを目的に、『有田みかん海道環境保全推進協議会(仮)』を発足することといたしました。

つきましては、協議会発足の目的や活動にご賛同いただき、ぜひ、会員になっていただきたく、平成31年1月にご出席賜りました皆様にご案内させていただきます。お手数をおかけしますが、別紙「意向確認」にご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返信くださいますようお願いいたします。

また、早速ではございますが、協議会規約（案）、土地所有者との協定書（案）を作成いたしましたので、内容をご確認のうえ、ご意見を賜れば幸いです。

本来であれば、協議会会議を開く、もしくは一人ひとりお伺いのうえご説明させていただきたいところですが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、書面でのご連絡となることをご理解ください。

ぜひ、今後の有田みかん海道の活性に向け、お力添えくださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

■意向確認

提出期日：令和2年6月15日(月)

■今後の方向性

- ・協議会発足
- ・地権者様との協定書締結
- ・みかん海道の整備について
- ・不法投棄問題への対策
- ・周辺道路整備と狭隘区間整備について

以上

お問合せ先：有田市役所 経営企画課 担当：山原、吉野
TEL：0737-22-3731 FAX：0737-82-1725
Mail：keieikikaku@city.arida.lg.jp

有田みかん海道 環境保全協定の骨子（案）

■目的

開発途上にある有田みかん海道沿線において、秩序ある環境形成のため、景観への配慮・用途・運用等の事項を関係者の協議のもとで進める。

■関係者

有田市、協議会、趣旨に賛同する地権者等

■協定内容

関係者から構成される協議会を設置し、趣旨に賛同する地権者と協定を結ぶ。協定を結んだ地権者は、自身の所有する土地において、建築行為や工作物の設置又は変更が行われる場合、事業計画を協議会に提出する。協議会は事業計画に対し、基本的な方針に基づいて意見を述べ、地権者は協議会の意見に配慮して事業に着手する。

■運用スキーム

